

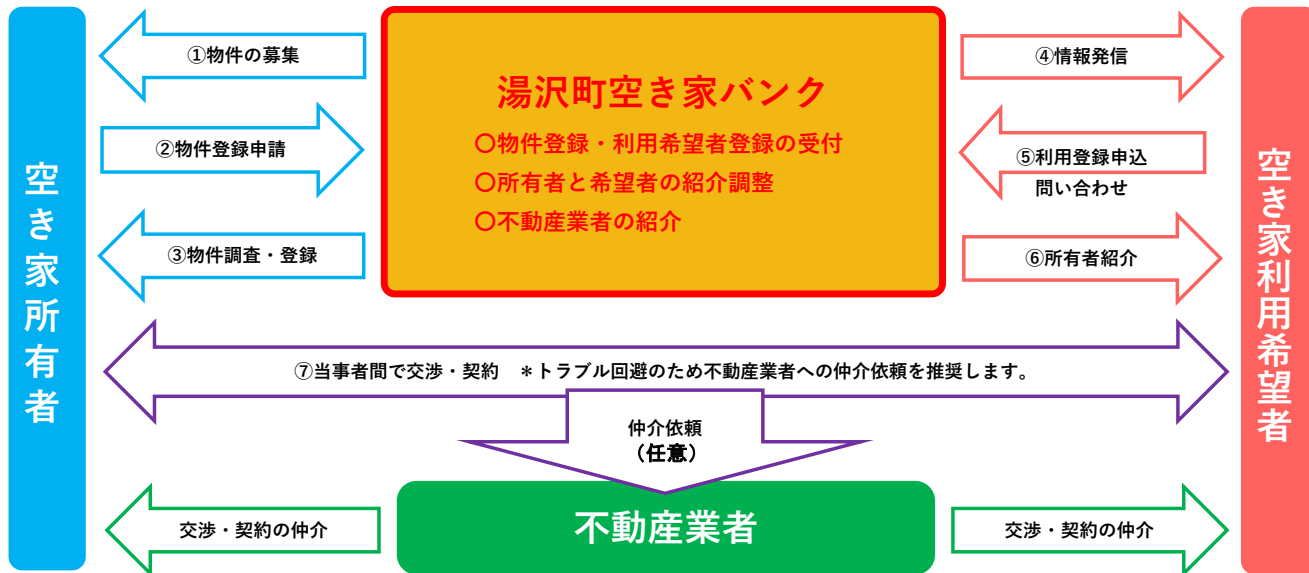
湯沢町空き家バンク制度のご案内

湯沢町では、空き家を有効活用し、移住・定住の促進と地域の活性化を図るために、空き家バンク制度を設けています。

空き家バンク制度とは・・・

空き家を売りたい・貸したいという所有者と、空き家を買いたい・借りたいという希望者の双方から空き家バンクに登録していただき、町が間に入って情報提供や紹介調整を行うことで、両者をつなぐ制度です。

対象となる物件は個人所有の一戸建て住宅です。



売りたい方・貸したい方の手続

- 空き家バンク登録申込書の提出**
(提出書類: 空き家バンク登録申込書、物件登録カード、同意書、不動産登記簿謄本)
- 空き家の状況調査**
(状態や間取りの確認、外観や内部の写真撮影、希望価格の確認等)
- 物件登録完了**
状況調査の結果、登録が認められた物件については、町の空き家バンクのWEBページに情報を掲載します。

買いたい方・借りたい方の手続

- 利用希望者登録申込書の提出**
- 町の空き家バンクのWEBページ内にある『利用希望者登録申込フォーム』から申込みいただけます。利用上の同意事項を必ずご確認のうえで申し込んでください。
 - 利用登録完了**
利用希望登録が認められた場合は、メールやお手紙でお知らせします。
- 利用希望物件の問い合わせ**
- 町の空き家バンクWEBページで利用を希望する物件があった場合は、メールや電話にて企画観光課にお問い合わせください。状況に応じて順番に物件所有者を紹介させていただきますので、現地見学や条件等を所有者と直接交渉していただけます。

ご利用上の注意事項

- 町は、交渉や契約等の仲介行為は一切行いません。**
交渉や契約、契約後のトラブルについても当事者間で解決していただきます。
- 物件の現況は、必ず当事者間で確認してください。**
空き家バンクで紹介している情報は物件の概要です。必ず現況を当事者間で確認してください。
- 不動産業者に仲介依頼をされることをお勧めします。**
「物件の現況」や「適正な価格」、「法令による規制」、「近隣との関係」、「雪国ならではの問題」など、地元の不動産業者でないと確認が難しい問題があります。後々のトラブルを回避するために不動産業者に仲介依頼をされることをお勧めします。(町と協定している町内不動産業者を紹介することも可能です。)

湯沢町 企画産業観光部 企画観光課(担当:企画係)

〒949-6192 新潟県南魚沼郡湯沢町大字神立300番地
TEL:025-784-4850 mail:kikaku@town.yuzawa.lg.jp